

新型コロナウイルス感染症予防に向けた学校の対応について

～ 当面の間（都の感染警戒度が1になるまで）の具体的な対応方針 ～

昭島市立富士見丘小学校 8/27 現在 [9/4 一部改訂](#)

1 授業・行事等の取組

- グループ学習、話し合い活動などの時は、マスクを着用しておこなう。
ただし、声の大きさや相手との距離を守り、連続 15 分以内とする。
- 音楽の授業は、歌唱や管楽器を用いる活動は、行わない。
ただし、歌唱については、マスクを着用した上、ハミングは可とする。
年間指導予定を入れ替え、合唱や管楽器を使った授業は、年度の後半で行う。
- 調理実習は、行わない。
- 体育館での体育の学習は、密集や密着を避け、室内換気の徹底を図る。
校庭での学習においても、密集や密着を避ける。（マスクの着用は義務付けない）
- WGBT31℃以上または熱中症警戒アラートが発表された場合、運動を中止する。←9/4 改訂
※ 屋内外に関わらず、活動場所の暑さ指数（WGBT）に基づき、教育活動を制限する。
＜WGBT28℃～＞：教育活動全般において**活動を制限**する。
校庭での外遊びや体育等は、WGBT31℃未満の日陰等に限定し、教員の管理下において水分補給や休憩をとるなど、熱中症予防を十分行うとともに、活動量を抑制する。
＜WGBT31℃～＞×＜熱中症警戒アラート発表＞（WGBTによらず）：**運動を中止**する。
 - ・ WGBT31℃～ 運動を中止する。その他の活動も、原則、中止する。
 - ・ WGBT33℃～ 外遊び、体育、学級活動、野外活動（観察等）は、すべて中止とする。
- 避難訓練は、全校児童が一堂に同じ場所に避難する訓練はしない。
ただし、児童が避難の際に分散する訓練は可とする。
- 交通機関等を使用する校外学習（遠足や社会科見学等）は、実施しない。
ただし、借り上げバスを使用する場合は、感染防止対策を講じた上で、実施することは可とする。
- 終業式、始業式など、全校児童生徒が一堂に会する行事等は、感染防止に努めながら、校庭で実施する。また、内容を精選し、時間短縮を図る。
- 保護者会等は、室内の換気をする、マスクの着用や保護者の間隔を十分にとる、短時間で行うなど、最大限の感染リスクの対応・対策に努める。
- 学校行事や学校公開については、学校の状況に応じて3密を回避するなど感染防止の対策を講じた上で実施することができる。

2 教室環境

- 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度・湿度の管理に努める。
- エアコンを稼働させたまま換気を行う。
- 身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用する。
- 全校朝会や児童集会等、全校児童生徒が一堂に同じ場所に集まる集会は、**当面の間、放送で行う**など、最大限の感染リスク対応策を講じる。
- 教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は 1 日 1 回以上消毒する。消毒は、用務主事が担当する。
- 机・椅子の特別な消毒は不要であるが、必要に応じて家庭用洗剤等を用いて行う。
なお、消毒作業を実施する場合には、スクール・サポート・スタッフなど外部人材を活用する。

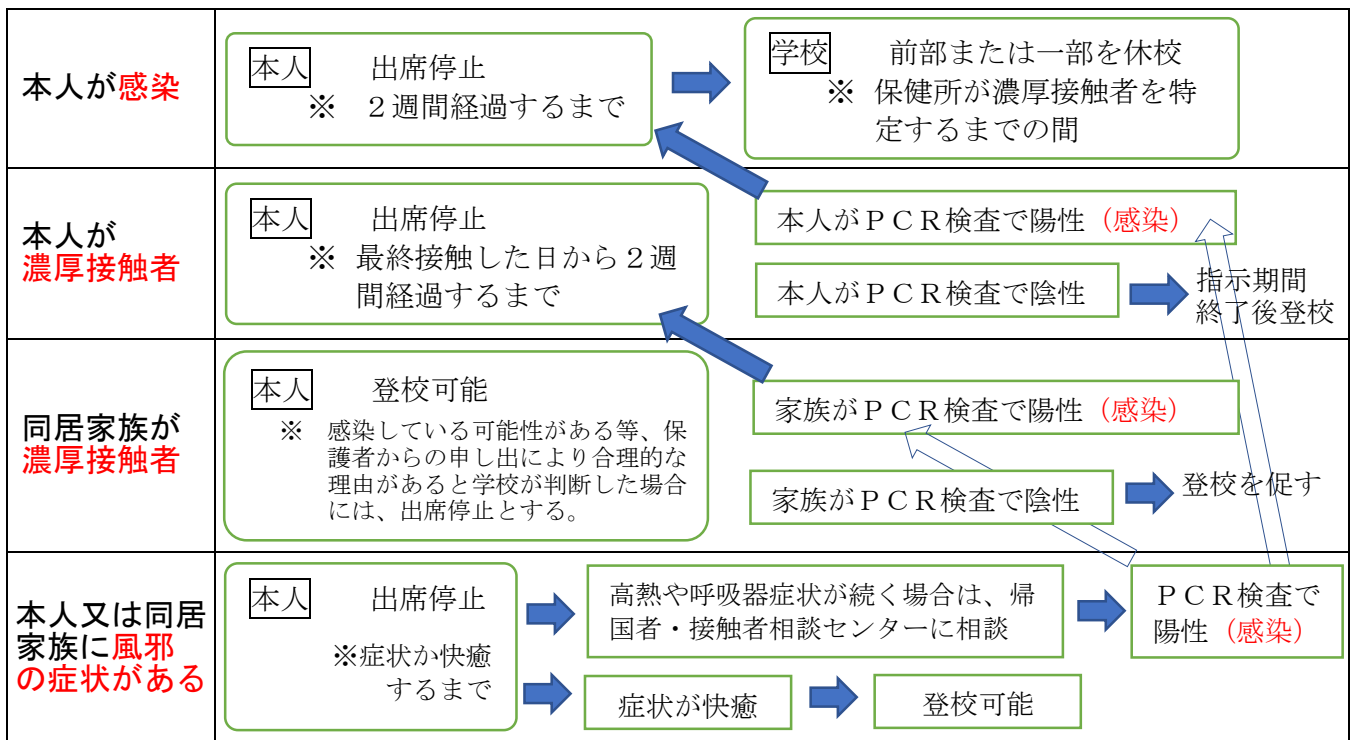
3 児童の健康管理

- 児童は毎朝、自宅で検温し、健康チェック表に記入させる。
検温記録が確認できない児童については、職員室で検温させる。
- 手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図る。
- 児童のカウンセリングをSC及び心理士等を活用する。
- 児童の登下校や校庭の屋外の活動等については、熱中症防止のために他者と2m程度の距離があれば、マスク等飛沫を防ぐものを外す。
- 暑さにより登下校時に健康被害が想定される場合には、「置き勉強道具をする」や「通気性の良いリュックでの登校を認める」など工夫をする。
- こまめな水分補給のために、水筒を持参させてもよい。

4 教職員に関わる対応

- 教職員、児童又はその保護者の感染が確認された場合は、令和2年8月27日配布「新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について（改訂版）」を参照し、迅速な対応を図る。
- 教職員に対しても毎朝の検温を義務付けし、健康状態を管理職に報告させる。
- 教職員においても、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図る。
- 学校再開後も児童やその保護者に安心感を持たせるために、学校は児童とその家庭に対して、「繋がる」「守る」「切り拓く」をテーマに働きかける工夫を行う。
- 学校管理職及び養護教諭は、新型コロナウイルス感染症対応に係る国や都の通知等を熟知するとともに動向に注視し、適切な対応が図れるように準備をしておく。

5 児童等に感染等が発生した場合の対応



①休業日等、児童が学校にいないときに発生した場合

判明した時点で、関係する児童の保護者には、学校よりホームページやメールにて、臨時休校等の通知をする。

②児童の在校時間に臨時休業の通知が発出された場合

保護者宛通知を作成するとともに保護者に**学校からメールを送信し、児童を速やかに帰宅させる**。なお、児童の状況によっては保護者等の迎えを依頼する。